

# 新展開するサービサー

九九年二月サービサーという新しい業態が誕生してからまもなく六年を迎える。金融機関の不良債権処理に大きな役割を果たした「日本版サービサー」は、新しい金融スキームの開発や金融商品の多様化のなかで、債権回収にとどまらず金融機能のアンバンドリングとアウトソーシングへの流れに対応した「日本型サービサー」のビジネスモデルを模索している。



## 金融機能のアンバンドリングの進展に対応するサービサー

### 米・英の動向と日本型モデルの構築

今年サービサー法施行から五周年にあたる。この機会をとらえ、同法誕生から関与してきた一人として、同法導入の背景、その後の経緯、課題等につき、国際比較をふまえて、総括的にまとめてみることにした。なお、本稿中意見にわたる部分は、あくまでも筆者の個人的見解であって、筆者の所属する組織の見解ではまったくない。

#### アメリカにおけるサービサーの動向

##### 住宅ローン証券化との関連

アメリカにおいてサービサーと密接な関係をもつ証券化は、住宅ローンにかかるALM対策として生まれてきたといわれている。

住宅ローンを扱う金融機関は

三〇年程度の住宅ローン（固定金利）を運用する一方、短期の

預金等を調達を中心としているため、ALM上の問題が発生す

る。彼らは一九四〇年代、住宅ローンに公的機関の保証をつけてFNMA（連邦抵当金庫）、

GNMA（政府抵当金庫）に売

却し、転売することで、七〇年代には証券化によってこの問題に対応した。

八〇年代前半には、自動車ローン会社が銀行との対抗上、低利の資金調達を目指して証券化に本格的に取り組んだ。

ここでは、オリジネーター＝サービサー型が中心であったわ

日本銀行検査局企画役（研修担当）

（前広島大学法学部教授）

北見 良嗣

けである。

RTCによる不良債権の証券化

八九年に破綻S&L（預金貸

付協同組合）の処理のために設

立されたRTC（整理信託公

社）は当初バルクセールを使っ

たが、その後、より回収率のよ

い証券化手法を導入し、当初の

閉鎖予定（九六年）を一年早め

全国サービサー協会 山本 諭 会長

(日本債権回収社長)に聞く



# 業務多様化に対応した規制緩和を

## 不良債権処理から 経済社会のインフラへ

金融機関が不良債権をオフバランス化する過程で、サービサーはきわめて大きな役割を果たしている。法務省によれば、営業許可件数は九一社、取扱債権も一九〇三万件・一六兆円(〇四年六月末)にのぼっている。不良債権問題が峠を越すなかで、サービサーはどのような展望を描いているのだろうか。

### 日米の サービサーの違い

——日本のサービサー業務の現状をふまえて、アメリカと比べてどのような特徴があるのか

金融危機に対処するための特別措置法としてサービサー法が九八年一〇月に成立、九九年二

月に施行され、まもなく施行後六周年を迎える。日本のサービサーは現在九一番目まで営業許可が出ているが(うち一社廃業、二社合併)、その業務の中心は金融機関の不良債権の処理にある。

を回収するためにRTCが立ち上がり、一〇〇社を超すサービサーが回収業務を受託した。そこでは正常債権の集金を行う「プライマリー・サービサー」、デフォルト債権の回収を行う「スペシャル・サービサー」、両者を複数たばねて全体を管理する「マスター・サービ

サー」という形で業務の棲み分けが行われた。その後、アメリカのサービサーは四〇社前後に淘汰され、仕事の中身もマスター・サービシングが中心となり、五、六社による寡占化が進みつつある。

これに対し、日本にプライマリー・サービサーやマスター・